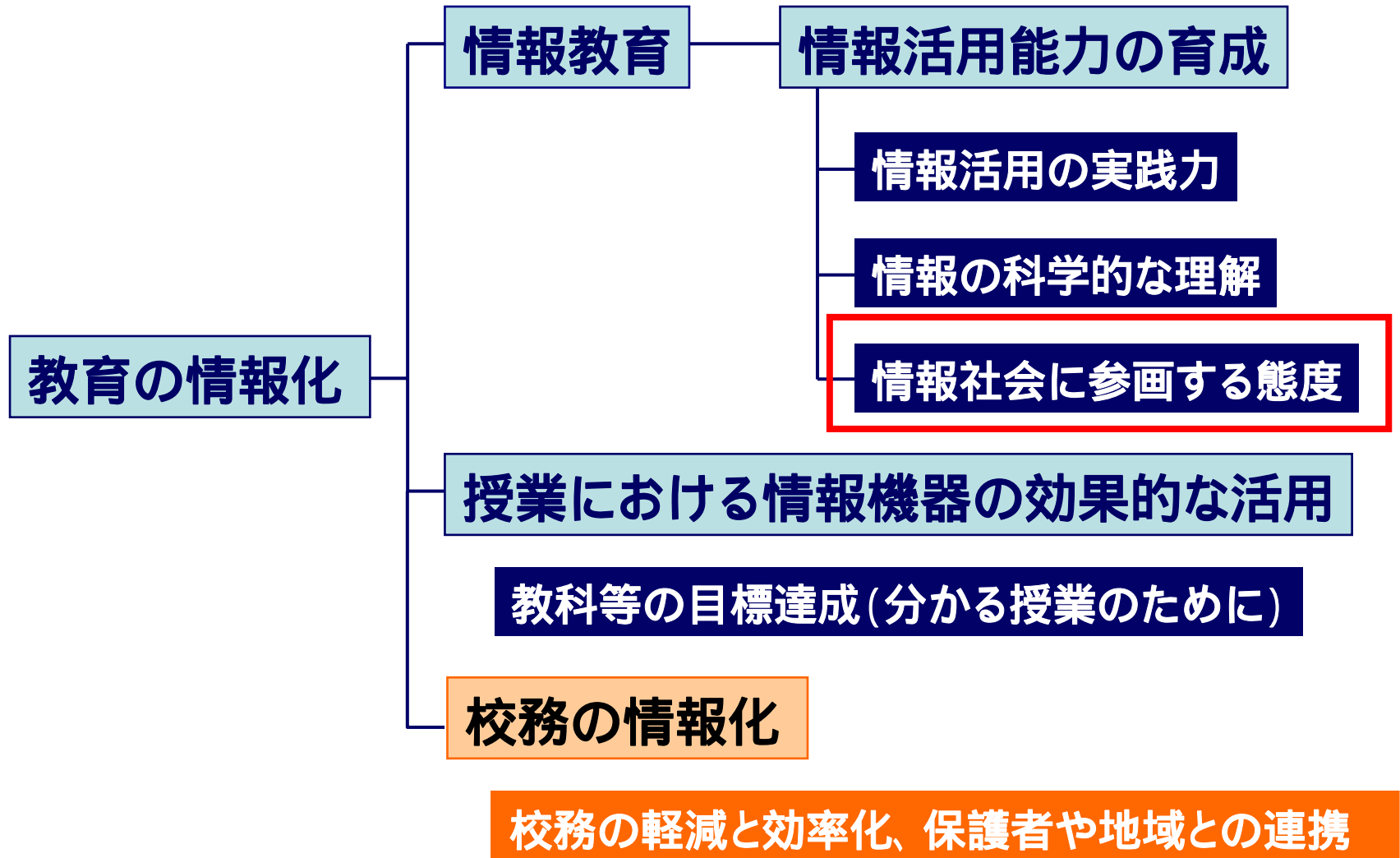




情報モラル教育の進め方



教育の情報化





情報教育の目標 (平成9年10月)

- 情報活用能力の育成 -

情報活用の実践力

できる

情報の科学的な理解

わかる

情報社会に参画する態度

モラル



情報モラル教育に関わる課題

児童生徒に対する情報モラル教育(情報ネットワーク社会に関する知識や危険回避のための教育等)が十分に行えていない。

教職員に、情報モラル教育を体系的に行うための、知識や技能が不足している。

大人(**保護者**や教師等)と児童生徒との間に、知識・経験や意識についての大きな隔たりがある。



小学校学習指導要領の総則の記述

学習指導要領総則 第1章 第5 2の(8)

各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実するとともに、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ること。

新学習指導要領総則 第1章 第4 2の(9)

各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。



中学校学習指導要領の総則の記述

学習指導要領総則 第1章第5 2の(8)

各教科等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用するための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ること。

新学習指導要領総則 第1章第4 2の(10)

各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実に努めるとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ること。



情報モラル教育の概要



「情報モラル」指導実践キックオフガイド



文部科学省委託事業

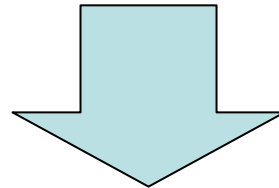
制作：社団法人 日本教育工学振興会(JAPET)

独立行政法人「教員研修センター」Webサイトからダウンロードできます。



情報モラル

情報社会において、適正な活動を行うための基となる考え方と態度



1. 子どもたちの発達段階に応じて
2. 知識の伝達 + 態度の育成
3. 保護者に対する呼びかけ



1) 体系的な情報モラル指導の必要性

情報ネットワークでは、子どもと大人の区別がない場合が多い。



危険回避教育
情報安全指導

が必要

情報社会やネットワークの特性の理解を土台として…



自分自身で的確に判断できる力を身につける



2) 学校全体で取り組むことの重要性

体系的な指導を行うために…



年間指導計画を作成し、**学校全体**で取り組む。



すべての子どもたちに情報モラルを指導する

生徒にメッセージを**送り続ける**ことが重要



3) 情報モラル教育の内容と5つの領域

日常モラルの側面
心を磨く

情報社会の倫理

法の理解と遵守

公共的な
ネットワーク社会
の構築

安全への知恵

情報セキュリティ

安全の側面
知恵を磨く

情報モラル指導モデルカリキュラム表

情報モラル指導モデルカリキュラム表

＜大目標・中目標レベル＞

分類	L1:小学校1～2年	L2:小学校3～4年	L3:小学校5～6年
1. 情報社会の倫理	a1～2: 発信する情報や情報社会での行動に責任を覚悟		
	a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考えて行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考えて行動する
b	b1～2: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する		
	b1-1: 人の作ったものを大切にすることをもち	b2-1: 自分の情報や他人の情報を大切に	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する
2. 法の理解と実践	c2～3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる		
	c2-1: 情報の発信や権限をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1: 自分がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	c3-2: ルールや決まりを守るということの社会的意味を知り、尊重する
3. 安全への知覚	d1～3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる		
	d1-1: 大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1: 危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1: 予測される危険の内容がわかり、避ける
e	e1-2: 不適切な情報に出合った場合、適切に利用する		
	e2-2: 不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	e3-2: 不適切な情報であることを認識し、対応できる	
f	f1～3: 情報を正しく安全に利用することに努める		
	f1-1: 決められた利用の時間や約束を守る	f2-1: 健康のために利用時間を決め守る	f3-1: 健康を害するような行動を自制する
4. 情報セキュリティ	g2～3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		
	g2-1: 駆動の重要性を理解し、正しく利用できる	g3-1: 不正利用や不正アクセスされないように利用できる	
h	h3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる		
	h3-1: 情報の破壊や流出を守る方法を知る	h3-2: 人の安全を脅かす行為を行わない	
5. 公的なネットワーク社会の構築	i2～3: 情報社会の一員として、公的な責務を持つ		
	i2-1: 協力し合ってネットワークを使う	i3-1: ネットワークは共有のものであるという意識を持って使う	

※1～3: 1年生～3年生

※4～5: 4年生～5年生

※6～7: 6年生～7年生

※8～9: 8年生～9年生

※10～11: 10年生～11年生

※12～13: 12年生～13年生

※14～15: 14年生～15年生

※16～17: 16年生～17年生

この表は、情報モラル指導モデルカリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は、学校教育全体の中で達成していくことが望ましく、本モデルカリキュラムを参考にし、それぞれの学校では、地域の実情に合わせ、情報モラルのモデルカリキュラムを組み立て、実定して頂きたい。各目標の詳細は、Webページをご覧ください。http://www.ppt.or.jp/moriliguidebook/

	L4:中学校	L5:高等学校
a	a4～5: 情報社会への影響において、責任ある態度で認め、実践を果たす	a5-1: 情報社会において、責任ある態度をとり、実践を果たす
	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-2: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する
b	b4～5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	b5-1: 個人の権利（人格権、肖像権など）を理解し、尊重する
	b4-1: 個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する	b5-2: 著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
c	c4: 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c5: 情報に関する法律の内容を理解し、遵守する
	c4-1: 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	c5-1: 情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する
d	d4-2: 情報の発信や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	d5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する
	d4-3: 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	d5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
e	e4～5: 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	e5-1: 情報社会の特性を認識しながら行動する
	e4-1: 安全の面から、情報社会の特性を理解する	e5-2: トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
f	f4～5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	f5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
	f4-1: 情報の信頼性を吟味できる	f5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
g	g4～5: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	g5-1: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる
	g4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を実践し、行動できる	g5-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を実践し、行動できる
h	h4～5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	h5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる
	h4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	h5-2: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる
i	i4～5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	i5-1: 情報セキュリティに関して、事前対策・緊急対応・事後対策ができる
	i4-1: 基礎的なセキュリティ対策が立てられる	i5-2: 情報セキュリティに関して、事前対策・緊急対応・事後対策ができる
j	j4～5: 情報社会の一員として、公的な責務を持ち、適切な判断や行動ができる	j5-1: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する
	j4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する	j5-2: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する

※18～19: 18年生～19年生

※20～21: 20年生～21年生

※22～23: 22年生～23年生

※24～25: 24年生～25年生

情報モラル教育関連Webサイト



教材サイトの紹介

「やってみよう情報モラル教育」ポータルサイト

平成19年度文部科学省委託事業によって作られた情報モラル教育推進のためのポータルサイトです。情報モラル教育のねらいなどの基本的な事項からその体系表，具体的な指導実践例が多数掲載されています。

「ネット社会の歩き方」

（財）コンピュータ教育開発センターによって作られた，情報モラル教育の授業用教材が掲載されたWebサイトです。日常の社会生活の常識にネット社会の常識をプラスして，トラブルを避け，安全に過ごすための考え方やノウハウを学ぶためのアニメーション教材や指導資料が用意されています。

「情報モラル研修教材2005」

教員研修センターと文部科学省によって作られた，授業や教員研修等で活用できるデジタル研修教材を提供しているWebサイトです。各校種や保護者に向けたアドバイスもあります。



教材サイトの紹介

ビデオ「ちょっと待って、ケータイ」

文部科学省のインターネット動画配信サイト「エルネット」(9ch)によって提供されているビデオ教材です。4つの事例を、各6～7分のドラマ形式で構成し、解説を加えたものです。各事例とも子どもと保護者それぞれの目線で製作されており、保護者会等でも活用できます。

教材セット「みんなのケータイ」

モバイル社会研究所によって作られた、アニメーション教材等です。携帯電話の扱い方を一方的に教えようとするのではなく、「欲求とリスク」、「公と私」などのテーマに関連する被害の実例を示すことで“生徒が自らのこととして考え、構造を知り、被害にあわないようにする力を養うこと”を目標に作られています。

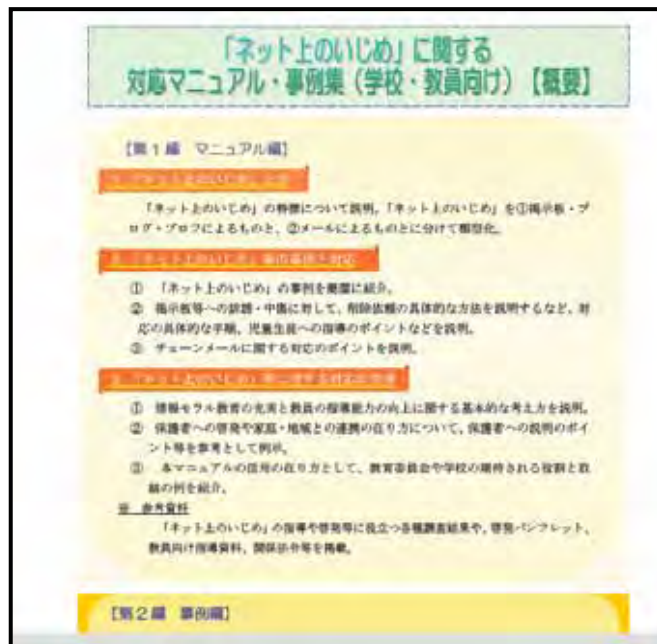
ネット上には、他にもたくさんの活用できる教材が準備されています。



ネットトラブルへの対処

「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル

平成20年11月20日に文部科学省によって作成された「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」をダウンロードすることができます。学校における「ネット上のいじめ」等の事例と対応、各校種における具体的な事例が掲載されています。



文部科学省のWebサイトからPDF
ファイルをダウンロードすることが
できます。



Ibaraki
Teacher
Training
Center



END